

「避難の権利」と対政府交渉

2011年7月5日 阪上 武

■自らの被ばくとリスクを知る

○内部被ばくの考慮

★子ども福島ネットの子どもの尿からセシウム検出の意味

- ・ホールボディ（2回以上）、尿検査、行動調査、食べ物調査が必要、全員の検査を早急に
- ・ICRPの基準は内部被ばくを含む
- ・政府が定めた避難基準20ミリは外部被ばくの積算だけでよい（災害対策本部）
- ・政府が定めた避難基準20ミリは内部被ばくも含む（原子力安全委員会）
- ・学校給食の測定を

○リスクを知る

- ・健康管理アドバイザーの解任
- ・チェルノブイリの疫学調査

■積算線量20ミリと特別避難勧奨地点

○積算線量算出のための計測ポイントの問題

★渡利の高線量地域が見逃されている

- ・面的な広がり・どこにでもある側溝
- ・直ちに特別避難勧奨「地域」にすべき

○特別避難勧奨地点

- ・面的な広がりが無い
- ・どのような支援が受けられるのか

■土壌汚染とチェルノブイリの避難の基準

★福島市内の高い土壌汚染の実態

- ・チェルノブイリではセシウムの土壌汚染の程度により、移住義務、移住権利区域等を定めた
- ・米国の自国民への避難勧告…80km圏、フランス IRSN…10ミリ以上で避難を提言

強制・義務的移住の実施：セシウム 137 の土壌汚染レベルが 555kBq/m² 以上、ストロンチウム 90 が 111kBq/m² 以上、またはプルトニウムが 3.7kBq/m² 以上の地域。住民の被曝量は年間 5 ミリシーベルトを越えると想定され、健康にとって危険である。

希望移住の実施：セシウム 137 の汚染レベルが 185～555kBq/m²、ストロンチウム 90 が 5.55～111kBq/m²、またはプルトニウムが 0.37～3.7kBq/m² の地域。年間被曝量は 1 ミリシーベルトを越えると想定され、健康にとって危険である。

○いつまで緊急時なのか…「緊急時、公衆の防護のためには、最高回避線量が 20～100 mSv/年の間に入る。汚染地域に居住を継続する場合、あらゆる防護策を講じることを前提として、1～20 mSv/年とする。また、長期目標としては、1 mSv/年とする。」

■子どもの考慮・学童疎開の推進

- ・子どもと大人が同じ基準でよいのか
- ・教育を受ける権利…学童疎開…受入れ（全国で6校）があるのに出すほうにやる気がない